

議第 1 2 7 号

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

老朽化した下呂体育館を取壊し、その跡地にテニスコートを整備するため当該条例の一部を改正するもの。

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例

下呂市体育施設条例（平成16年下呂市条例第167号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1 （第 2 条関係）				別表第 1 （第 2 条関係）			
施設の名称		位置		施設の名称		位置	
下呂市萩原南部体育広場の項～下呂市 下呂上原グラウンドの項 （略）				下呂市萩原南部体育広場の項～下呂市 下呂上原グラウンドの項 （略）			
下呂市下呂テニスコ ー ト		下呂市森539番 地		下呂市下呂体育館		下呂市森539番 地	
下呂市金山グラウンドの項～下呂市馬 瀬グラウンドの項 （略）				下呂市金山グラウンドの項～下呂市馬 瀬グラウンドの項 （略）			
別表第 2 （第 4 条関係）				別表第 2 （第 4 条関係）			
施設の名 称		使用時間		施設の名 称		使用時間	
下呂市萩原南部体育広場の項～下呂市 下呂上原グラウンドの項 （略）				下呂市萩原南部体育広場の項～下呂市 下呂上原グラウンドの項 （略）			
下呂市下 呂テニス コート		午前 8 時から午後 9 時30分 まで		下呂市下 呂体育館		午前 8 時から午後 9 時30分 まで	
下呂市金山グラウンドの項～下呂市馬 瀬グラウンドの項 （略）				下呂市金山グラウンドの項～下呂市馬 瀬グラウンドの項 （略）			
別表第 3 （第 9 条関係）				別表第 3 （第 9 条関係）			
1 基本使用料				1 基本使用料			
○萩原体育館施設等の表～○下呂グラウンドの 表 （略）				○萩原体育館施設等の表～○下呂グラウンドの 表 （略）			
○下呂テニスコート				○下呂体育館			
区分	施設使用料（1 時間）		照明使用 料	区分	施設使用料（1 時間）		照明使用 料
施設名	市外在	市内在	照明料	施設名	市外在	市内在	照明料

改 正 後					改 正 前				
		住者	住者			住者	住者		
<u>テニスコ</u>	<u>1 面</u>	<u>1 面</u>	<u>1 面</u>	<u>60</u>	<u>競技場</u>	<u>半面</u>	<u>半面</u>	<u>半面</u>	<u>60</u>
<u>ート</u>	<u>730円</u>	<u>520円</u>	<u>分</u>	<u>310</u>		<u>360円</u>	<u>260円</u>	<u>分</u>	<u>390</u>
				<u>円</u>					<u>円</u>
○金山グラウンド・テニスコートの表～○馬瀬グラウンドの表 （略）					○金山グラウンド・テニスコートの表～○馬瀬グラウンドの表 （略）				
2 加算使用料等					2 加算使用料等				
(1)・(2) （略）					(1)・(2) （略）				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の第5条の規定による改正後の下呂市体育施設条例の下呂テニスコートの使用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

【参考資料】

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

老朽化した下呂体育館を取壊し、その跡地にテニスコートを整備するため当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 別表中、「下呂市下呂体育館」を「下呂市下呂テニスコート」に改めます。

(別表第1、別表第2関係)

(2) 別表第3中、「下呂体育館」を「下呂テニスコート」に改め、基本使用料を市内在住者1時間1面あたり520円、市外在住者1時間1面あたり730円、照明使用料1時間1面あたり310円とします。

(別表第3関係)

(3) この条例は、令和4年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(4) 使用の許可の申請その他施設を使用するために必要な手続きは、条例の施行の日前においても行うことができるものとします。

(附則第2項関係)